

千葉市放課後児童健全育成事業（子どもルーム）運営業務委託 事業者募集要項

1 趣 旨

本市では、就労等により昼間家庭に保護者のいない小学生を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図る放課後児童健全育成事業(以下「子どもルーム」という。)を実施しています。

このたび子どもルームの運営をより円滑に行うため、一部の子どもルームの運営業務を担う新たな事業者を募集いたします。

募集にあたっては、豊富な知識やノウハウ・経験等を生かし、児童や保護者の視点に立った良質なサービスを提供するため、プロポーザル方式により民間事業者から広く提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査したうえで、最も適した提案をした事業者を選定します。

2 事業の概要

小学校の放課後において、「千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を踏まえた、児童の健全育成を行います。

ただし、子どもルームの利用についての審査及び利用料徴収に関する事務を除きます。

(1) 実施行政区

【花見川区】

実 施 場 所	所 在 地
作新子どもルーム	花見川区作新台6-7 小学校敷地外単独施設
作新小学校子どもルーム(高)	花見川区作新台7-2-1
幕張東小学校子どもルームA	花見川区幕張町4-681
幕張東小学校子どもルームB	花見川区幕張町4-681
幕張東小学校子どもルーム(高)	花見川区幕張町4-681
こてはし台子どもルーム	花見川区こてはし台5-12 小学校敷地外単独施設
花園小学校子どもルームA	花見川区花園4-1-2
花園小学校子どもルームB	花見川区花園4-1-2
花園小学校子どもルーム(高)	花見川区花園4-1-2

【美浜区】

実 施 場 所	所 在 地
美浜打瀬小学校子どもルーム	美浜区打瀬2-18-1
美浜打瀬小学校子どもルーム(高)	美浜区打瀬2-18-1
海浜打瀬小学校子どもルーム	美浜区打瀬3-3-4
真砂東小学校子どもルーム	美浜区真砂2-13-1
真砂東小学校子どもルーム(高)	美浜区真砂2-13-1
真砂東地区子どもルーム	美浜区真砂2-3-1 小学校敷地外単独施設
稲毛第二小学校子どもルーム	美浜区稲毛海岸5-7-1
稲毛第二小学校子どもルーム(高)	美浜区稲毛海岸5-7-1

※実施行政区単位で事業者を募集します。(個別の実施場所(子どもルーム)を選んでの応募はできません。)1事業者が花見川区、美浜区の両方に応募することは可能です。

※(高)は高学年ルームを指し、原則高学年児童が利用する子どもルームとなっております。

※子どもルームの整備状況や小学校の工事の都合上、実施場所が変更になる場合があります。
 ※委託期間中に支援の単位が増える場合があります。

(2) 事業内容

対象児童	次の要件にいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学生 ・市内に居住する又は市内の小学校に通う小学生
定員	<p>【花見川区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作新子どもルーム 60人（支援の単位1） ・作新小学校子どもルーム（高） 40人（支援の単位1） ・幕張東小学校子どもルームA 80人（支援の単位2） ・幕張東小学校子どもルームB 110人（支援の単位2） ・幕張東小学校子どもルーム（高） 40人（支援の単位1） ・こてはし台子どもルーム 60人（支援の単位1） ・花園小学校子どもルームA 73人（支援の単位2） ・花園小学校子どもルームB 99人（支援の単位2） ・花園小学校子どもルーム（高） 40人（支援の単位1） <p>【美浜区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美浜打瀬小学校子どもルーム 80人（支援の単位2） ・美浜打瀬小学校子どもルーム（高） 40人（支援の単位1） ・海浜打瀬小学校子どもルーム 100人（支援の単位2） ・真砂東小学校子どもルーム 100人（支援の単位2） ・真砂東小学校子どもルーム（高） 40人（支援の単位1） ・真砂東地区子どもルーム 40人（支援の単位1） ・稲毛第二小学校子どもルーム 152人（支援の単位3） ・稲毛第二小学校子どもルーム（高） 40人（支援の単位1）
実施日	月曜日から土曜日（ただし、祝日と12月29日～1月3日を除く）
運営時間	<ul style="list-style-type: none"> ① 通常授業日（月～金） 授業終了後～午後6時 ※短縮授業日含む ② 土曜日 午前8時～午後6時 ③ 振替休業日 午前8時～午後6時 ④ 長期休業日（春・夏・秋・冬休み期間） 午前8時～午後6時 <p>※延長保育利用児童がいる場合、午後7時まで開所します。</p>
利用登録等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込は、各区保健福祉センターのこども家庭課で受付を行い審査・入所決定後、必要な情報を記載した名簿を作成し、随時受託者に提供します。 ・ただし、新年度の申込み受付について、一定期間（10月から11月の概ね1か月程度）は、施設にて受託者が受理し、市に送付して下さい。 ・利用料金は千葉市の歳入となります。なお、おやつ代については実費分（月2,000円）を受託者にて徴収し、調達してください。

3 委託内容

別紙「千葉市放課後児童健全育成事業（子どもルーム）運営業務委託仕様書」のとおり。

4 応募資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる資格要件の全てを満たしている団体とします。
 なお、選定結果通知後においても、契約締結までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、応

募資格及び契約交渉権を取り消します。

【資格要件】

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2 年間を経過しない者
 - イ 当該業務の企画提案書提出前 6 か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
 - エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていない者
 - オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和 60 年 8 月 1 日施行）に基づく指名停止措置等を参加申込受付期限の日から企画提案書の提出期限の日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に違反している者
 - キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
 - ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉県税（延滞金を含む）を完納していない者
 - ケ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
- (2) 当該団体又は役員等が、千葉県暴力団排除条例（平成 24 年千葉県条例第 36 号）第 9 条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体に属する者でないこと。

5 選定の手順

日 程		項 目	時間	
令和5年	10月	4日（水）	公募開始	
		16日（月）	参加申込書作成にあたっての質問締切	正午まで
		23日（月）	質問への回答予定日	
	11月	2日（木）	参加申込書の提出締切	午後5時まで
		15日（水）	企画提案書の提出締切	午後5時まで
		下旬	プレゼンテーション及びヒアリング	日時・場所は追ってお知らせします。
	12月	下旬	選考結果の通知	
下旬		運營業務委託契約の締結（予定）		

6 質問書の提出及び回答

今回の公募及び事業実施に係る質問については、以下のとおり受け付けます。

- 受付期間 令和5年10月16日（月）正午まで
※受付期間を過ぎて提出された質問は、一切受け付けないものとします。
- 提出方法 「質問書（様式第1号）」により、問合せ先までEメール、又はFAXにより提出してください。なお、提出後、提出した旨の電話連絡をお願いします。
- 回答方法 令和5年10月23日（月）に市ホームページに回答を掲載します。

7 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和5年11月2日（木）午後5時まで

- (2) 提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市こども未来局こども未来部健全育成課（千葉市役所新庁舎高層棟 8 階）
- (3) 提出方法 持参または郵送（※郵送の場合は提出期限までに必着）
- (4) 参加申込に必要な書類
参加申込書のほか、以下を 1 部ずつ提出してください。
- ア 参加申請書兼誓約書（様式第 2 号）
 - イ 法人又は団体の概要（様式第 3 号）
 - ウ 登記事項証明書（発行後 3 か月以内のものに限る。）
 - エ 印鑑証明書（発行後 3 か月以内のものに限る。）
 - オ 納税証明書（直近 3 年分）
 - a 千葉市内に本店又は支店・営業所等を有する者
 - ・千葉市税の納税証明書
 - ・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書
 - b 上記以外の者
 - ・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書

8 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 5 年 11 月 15 日（水）午後 5 時まで
- (2) 提出場所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1 番 1 号
千葉市こども未来局こども未来部健全育成課（千葉市役所新庁舎高層棟 8 階）
- (3) 提出方法 持参または郵送（※郵送の場合は提出期限までに必着）
- (4) 企画提案に必要な書類
※複数の行政区に応募する場合は行政区ごとに別葉にすること。
- ア 提案書（様式第 4 号）
※審査における公平性を保つため、事業者名及び事業者を特定する事項や団体名、施設名、ロゴマーク等の申請者が特定できる情報を掲載しないこと。
※文字等は、10.5 ポイント以上のフォントを用いること。
 - イ 見積書（様式第 5 号）
- (5) 提出部数
正本 1 部、副本 5 部
※正本には業者名等を記載すること。また副本は業者名等を記載しないこと。

9 選考方法

応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを市で確認のうえ、千葉市放課後児童健全育成事業運営業務委託公募プロポーザル選考委員会が選考基準に基づき審査を実施します。

提案書並びに下記のとおり実施するプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、各委員が審査・採点し、各委員の得点第一位を最も多く得た事業者を受託者として決定します。

- (1) 実施日時 令和 5 年 11 月下旬頃を予定（追ってお知らせします）
- (2) 実施場所 未定（追ってお知らせします）
- (3) 実施内容 提出済みの企画提案書に沿って企画提案内容のプレゼンテーションを行うこと。
なお、提出済みの書類以外を用いたプレゼンテーションは禁止とする。
一応募者あたりの説明時間は 15 分以内とし、その後ヒアリング（15 分程度）を受ける。
※一応募者が重複応募を行う場合についても、プレゼンテーションは一度の実施になります。なお、提案者多数の場合には説明時間及びヒアリングの時間が短縮される場合があります。

【選考基準】

選考に係る評価項目、基準、配点（100点満点）は次のとおりとします。

※提案書の内容から、仕様書で設定した基準に満たない業務が行われると認められる場合は、失格となります。

審査項目	審査基準	配点評価
1 基本理念【10点】 A4片面1枚以内で記述してください	(1) 放課後児童健全育成事業を運営するにあたっての基本方針	5
	(2) 児童の健全育成についての考え方・取組み	5
2 管理運営【30点】 ※本事業に係るもののほか、他に運営する施設がある場合（予定を含む）は当該施設を考慮した計画としてください A4片面3枚以内で記述してください	(1) 責任者・施設長等職員の配置（配置数、常勤、非常勤の別）	5
	(2) 勤務体制（通常期、長期休業日等の配置及び勤務体制表）	5
	(3) 職員の人材確保及び育成 人材の育成方法（要員の接遇能力や専門知識の向上等） 研修体制（研修体制、期間と内容の具体的提案）	10
	(4) バックアップ体制（当日の職員の不測の事態への対応、欠員補充等）	5
	(5) 利用者意見への対応及び苦情処理体制	5
3 安全対策・危機管理等【25点】 A4片面3枚以内で記述してください	(1) 児童の健康管理および怪我や事故発生時の的確な対応に関する具体的な取組み	5
	(2) 地震・火災などの災害時および不審者等緊急時の対応と体制	5
	(3) 施設の衛生・安全管理及び環境への配慮に対する取組み	5
	(4) 施設における具体的な感染症対策	5
	(5) 児童虐待、いじめなどの問題発生時の対応に関する具体的な取組み	5
4 事業内容【35点】 A4片面5枚以内で記述してください	(1) 児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業（運動含む）	10
	(2) 特別な配慮が必要な児童への支援	10
	(3) 学校や近隣施設、地域との連携、協力について具体的な取組み	10
	(4) 保護者との関わりについての具体的な取組み	5
合計		100

10 選考結果の通知

選考結果は、終了後、全ての応募者（共同企業体等にあつては、代表団体）に対して文書により通知するとともに、市ホームページにおいて公表します。

選考結果の通知後、第1位の提案を行った事業者と別紙「契約書（案）」に基づき業務内容、契約条件等について協議します。協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めません。

11 委託期間

令和6年（2024年）4月1日～令和9年（2027年）3月31日

12 業務委託料

業務委託料は、以下の金額を上限とします。

【花見川区】 498,750千円（令和6年度～令和8年度の合計金額）

【美浜区】 486,750千円（令和6年度～令和8年度の合計金額）

※放課後児童健全育成事業は第二種社会福祉事業に該当するため、消費税は非課税となります。

※特別な配慮が必要と認められる児童等が登録した場合の増員（支援の単位1につき1名）に必要な経費も含むものとし、契約金額については、児童の登録状況等を踏まえ、協議のうえ決定します。

※委託料の支払いは原則として月ごとに支払うものとし、1月当たりの額は契約額（年額）に12分の1を乗じた額を基本とします。

【経費内訳】

令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本運営費※1	基本運営費	基本運営費
障害児加配※2	障害児加配	障害児加配

※1 運営に係る基本的な年間経費

※2 特別な配慮が必要と認められる児童のための増員に必要な経費

13 その他留意事項

（1）提案書類の取扱いについて

- 提出された書類の内容を変更することはできません。
- 提出された参加申請書その他の書類は返却いたしません。
- 提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として応募者の負担とします。
- 選定の公表で必要な場合、市は、提出された提案書の内容等について、無償で使用できるものとするとともに、公平性、透明性を期すための「千葉市情報公開条例」等の関連規定に基づき公開することがあります。また、提出書類及び選考結果が千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人または個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とします。ただし、企画提案書選定期間中は同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としません。

（2）重複提案について

1 団体が花見川区、美浜区それぞれに応募することも可能です。

（3）失格について

応募者がいずれかに該当する場合には失格となります。

- 応募資格要件に該当しないことが判明したとき
- 提出書類に虚偽又は不正の記載があるとき
- 提出期限までに所定の書類が提出されなかったとき
- 見積額が本募集要項で定める委託料の上限を上回ったとき
- 同一箇所に複数の応募を行ったとき

（4）応募費用について

提案書等の作成や応募、選考後の協議に係る費用は、すべて参加者の負担とします。

（5）契約保証金

契約締結にあたっては、契約保証金として、当該契約金額の100分の10以上の額を納める

こととします。

ただし、千葉市契約規則第 29 条に該当する場合は、免除とします。

(6) 契約について

本委託に係る予算が千葉市議会において議決されない場合は契約を行わないものとします。

なお、この場合、準備等にかかった費用等は全て参加者の負担とし、市は一切の責任を負いません。

14 法令等の遵守

本業務の履行にあたり、以下に例示する他、関係法令及び関係条例等を遵守することとします。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律 164 号）
- ② 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について（雇児発第 0530 第 1 号）
- ③ 放課後児童クラブ運営指針（雇児発第 0331 号第 34 号）
- ④ 千葉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 9 月 22 日条例第 51 号）

※受託期間中に法令の改正又は関係通知等があった場合においては、その対応方針及び対応時期については、協議のうえ決定させていただきます。

15 問合せ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 番 1 号

千葉市役所 健全育成課（川口・上山）

TEL 043-245-5177

FAX 043-245-5995

E-Mail kenzenikusei.CFC@city.chiba.lg.jp